

令和7年度 特定最低賃金決定(新設)申出状況

神奈川労働局

番号	件名	申出年月日	申出ケース別	適用労働者数 (人)①	合意労働者数 (協約適用) (人)②	合意比率(%) (②/①)	備考(協約上 の最低賃額)
1	電子部品・デバイス・電子機械器具製造業 回路、電気機械器具製造業 通信機器	令和7年7月18日	労働協約	62,091	50,739	82%	¥1,255
2	ボイラ・原動機、水槽・圧縮機器、一般産業用機械・装置 機械、化学機械・同装置、農業機械・鉱山業 用トラクタ、建設機械製造機械、金属加工機械製造	令和7年7月18日	公正競争	25,986	9,484	36%	¥1,182
3	電線・ケーブル製造業	令和7年7月18日	労働協約	3,266	2,564	79%	¥1,212
4	自動車・同附属品製造業	令和7年7月18日	労働協約	50,965	32,027	63%	¥1,242
5	自動車(新車)小売業	令和7年7月18日	労働協約	15,908	7,976	50%	¥1,231

(小数点以下四捨五入)

神奈川労働局長
児屋野文男殿

2025年7月18日

電機連合神奈川地方協議会
議長



申出書

最低賃金法第15条第1項の規定により、神奈川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金の新設の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

神奈川県において、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者 62,091人

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

前号の使用者に使用される労働者であり、雇入れ後1年以上使用されている労働者。

ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又65歳以上の者
- (2) 技能習得中の者
- (3) 清掃、片付けなどその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者
- (4) 手作業により又は手工具若しくは操作が容易な小型動力機を用いて行う、巻線、組線、取付け、選別、検査等の業務に主として従事する者

3. 決定を申し出る最低賃金の件名

神奈川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具
製造業

4. 申出の内容

上記2の最低賃金の決定を求める。なお、最低賃金額は最低賃金法第15条
第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。



5. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が2分の1に達していることから法定最低賃金の決定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 50, 739人

・賃金の最低額に関する労働協約の適用される基幹的労働者数

50, 739人 (A)

・神奈川県における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に適用される基幹的労働者数

62, 091人 (B)

$50, 739人 \div 62, 091人 = 81.7\%$

・労働協約上の賃金の最も低い額=200, 000円 / 月額

1, 255円 / 時間

6. 添付書類

① 労働協約の写し

② 申出合意書及び委任状

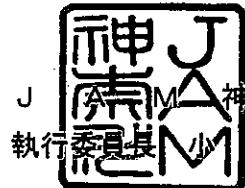
③ 最低賃金申請組合の一覧と労働時間数および時給一覧

以上

神奈川労働局長
児屋野 文男 殿



2025年7月18日



申出書

最低賃金法第15条の1項の規定により、神奈川県ボイラー・原動機、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、化学機械・同装置、農業用トラクタ、建設機械・鉱山機械、金属加工機械製造業の最低賃金の新設の決定を下記のとおり申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

神奈川県においてボイラー・原動機、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、化学機械・同装置、農業用トラクタ、建設機械・鉱山機械、金属加工機械製造業を営む使用者に使用される労働者 25,986 名

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

神奈川県においてボイラー・原動機、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、化学機械・同装置、農業用トラクタ、建設機械・鉱山機械、金属加工機械製造業を営む使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者は除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ6箇月未満の者であつて技能習得中の者
 - (3) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者
- 約 4,498 名

3. 決定を申し出る最低賃金の件名

神奈川県ボイラー・原動機、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、化学機械・同装置、農業用トラクタ、建設機械・鉱山機械、金属加工機械製造業

4. 申出の内容

上記3の最低賃金の改定の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5. 申し出の理由

- (1) 申出産業においては、同種の基幹的労働者について次のとおり特定（産業別）最低賃金の決定を必要とする程度の賃金格差が存在する等のための事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の合意をもって、法定最低賃金の決定を求めるものである。

当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の合意した労働者数 8, 492人 (A)
神奈川県におけるイラー・原動機、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、化学
機械・同装置、農業用トラクタ、建設機械・鉱山機械、金属加工機械製造業を営む使用
者に使用される労働者数 25, 986 人 (B)

$$9, 484 \div 25, 986 = 36.5\%$$

労働協約上の賃金の最も低い額=1, 182円/1時間 (小数点以下切り捨て)

- (2) 申出産業はあらゆるものづくりの底支えとなり、労働者数、売上高などからみて地域社会の賃金秩序に与える影響が大きく、雇用・消費など地域経済においても重要な役割を果たしているため。

6. 添付書類

- (1) 最低賃金申請組合
- (2) 機関決定の写し
- (3) 申し出合意書および委任状
- (4) 協定単組の協定書写し

以上

2025年 7月 11日

神奈川労働局長
児屋野 文男 殿



申出書

最低賃金法第15条の1の規定により、神奈川県電線・ケーブル製造業の最低賃金の新設の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出をするものが代表する基幹的労働者の範囲

神奈川県において、電線・ケーブル製造業を営む使用者に使用される労働者 3,442名

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

神奈川県において電線・ケーブル製造業を営む使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者は除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ6箇月未満の者であつて技能習得中のもの

(3) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

(4) 手作業により又は手工具若しくは操作が容易な小型動力機を用いて行う巻線、組線、取付け、選別、検査等の業務に主として従事する者

以上 約 176名

3. 決定を申し出る最低賃金の件名

神奈川県電線・ケーブル製造業

4. 申出の内容

上記3の最低賃金の決定を求める。なお最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。



5. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が2分の1に達していることから法定最低賃金の決定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 2,564 人

- ・賃金の最低額に関する労働協約の適用される基幹的労働者数 2,564 人
- ・神奈川県における電線・ケーブル製造業を営む使用者に適用される基幹的労働者数 3,266 人

$$2,564 \div 3,266 = 78.5\%$$

- ・労働協約上の賃金の最も低い額 = 1,212 円／時間給

6. 添付書類

- ・最低賃金申請組合
- ・協定書
- ・企業内最低保障賃金に関する協定書について
- ・合意書及び委任状

以上

2025年 7月18日

神奈川労働局長
児屋野 文男 殿

全日本自動車産業労働組合総連合
神奈川地方協議会 議長 高橋



申出書

最低賃金法第15条第1項の規定により、神奈川県自動車・同附属品製造業の最低賃金の新設の決定を下記のとおり申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

神奈川県において自動車・同附属品製造業を営む使用者に使用される労働者人50,965人

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

神奈川県において自動車・同附属品製造業を営む使用者に使用される労働者。

ただし、次に掲げる者は除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後3ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

以上 約5,916名

3. 決定を申し出る最低賃金の件名

神奈川県自動車・同附属品製造業

4. 申出の内容

上記3の最低賃金の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。



5. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が2分の1に達していることから法定最低賃金の決定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 32,027人

・賃金の最低額に関する労働協約の適用される基幹的労働者数 32,027人 (A)

・神奈川県における自動車・同附属品製造業を営む使用者に適用される基幹的労働者数 50,965人 (B)

$$A \div B = 62.8\%$$

・労働協約上の賃金の最も低い額 = 1,242円／時間額

6. 添付書類

- ・最低賃金申請組合
- ・協定書
- ・合意書および委任状

以上

2025年 7月18日

神奈川労働局長
児屋野 文男 殿

全日本自動車産業労働組合総連合会
神奈川地方協議会 議長 高橋 健

申出書

最低賃金法第15条第1項の規定により、神奈川県自動車（新車）小売業の最低賃金の新設の決定を下記のとおり申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

神奈川県において自動車（新車）小売業を営む使用者に使用される労働者 15,908人

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

神奈川県において自動車（新車）小売業を営む使用者に使用される労働者。

ただし、次に掲げる者は除く。

（1）18歳未満又は65歳以上の者

（2）雇入れ後3ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの

（3）清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

以上 約542名

3. 決定を申し出る最低賃金の件名

神奈川県自動車（新車）小売業

4. 申出の内容

上記3の最低賃金の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。



5. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が2分の1に達していることから法定最低賃金の決定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 7, 976人

・賃金の最低額に関する労働協約の適用される基幹的労働者数 7, 976人 (A)

・神奈川県における自動車（新車）小売業を営む使用者に適用される基幹的労働者数
15, 908人 (B)

$$A \div B = 50.1\%$$

・労働協約上の賃金の最も低い額=1, 231円／時間額

6. 添付書類

- ・最低賃金申請組合
- ・協定書
- ・合意書および委任状

以上